



区長の部屋 踊る西成 さらなる賑わい



「こんにちは～、こんにちは～、世界の国から～」1970年の大阪万博から昭和、平成、令和と時代は移りましたが、西成の元気、踊る西成は今も変わりません。区民の方から懐かしい写真をお借りしました。「第27回全日本民謡指導者講習会」、昭和62年(1987年)6月に東京・代々木のもと東京オリンピック選手村だった国立オリンピック記念青少年総合センターで撮影された、西成区を主とした踊りの指導者100名余りの方々の記念写真です。



皆さん笑顔で元気ハツラツ。そんな変わらぬ笑顔で今年の夏も大いに踊り、来年の区制100周年に向けて盛り上げていきましょう。

西成区長 **とみなが まさひろ**
畠永 正廣

にしなり我が町7月号16面に掲載している「西成区内の夏まつり&盆踊り情報(予定)」の日程に変更がありましたのでお知らせします。

あいあい祭り(場所:もと今宮小学校) 変更前:7月27日(土) 変更後:9月21日(土)

「西成区成人の日記念のつどい」開催日時等をお知らせします

成人の日を迎えられる皆さんの門出をお祝いして「西成区成人の日記念のつどい」を開催します。ぜひご参加ください。

対象者 平成16年(2004年)4月2日から平成17年(2005年)4月1日までにお生まれの方

開催日時 令和7年1月13日(月・祝)

午前の部 10:30～(10:00～受付) 今宮・鶴見橋・梅南・天下茶屋中学校区の方

午後の部 13:30～(13:00～受付) 成南・玉出・松虫・阪南中学校区の方およびその他の方

※お住まいの中学校区の時間に参加できない方は、異なる時間帯に参加できます。

場所 西成区民センター ホール(岸里1-1-50)

- お知らせ**
- 西成区在住でなくても、ご参加いただけます。
 - 対象者以外の方は、会場スペースの都合上、固くお断りします。
 - 当日会場内へのアルコールの持ち込みは、固くお断りします。
 - 手話通訳があります。
 - 付き添いが必要な方は、事前に区役所までご連絡ください。
 - 一時保育がありますので、申し込みされる方は事前に区役所までご連絡ください(12月17日(火)締切)。
 - 12月上旬頃に西成区に住民票がある対象者の皆さんに案内状を郵送します。

その他お知らせ(参考)

令和7年度(令和8年1月開催予定)西成区成人の日記念のつどいについて

【開催日】令和8年1月11日(日)成人の日の前日となります。

【対象者】平成17年(2005年)4月2日から平成18年(2006年)4月1日までにお生まれの方

【問合せ】市民協働課 7階73番窓口 ☎06-6659-9734



ごみ焼却工場見学会(住之江工場オープンデー) 入場無料 予約不要

日々、西成区で回収されたごみがどのように処理されているのか、実際に見ていただくことができるイベントです。

また、大人気のパッカー車・ショベルローダーの乗車体験や缶バッジ作りなどができます！大阪市で最新のごみ焼却工場を見学してみませんか！



日時 8月25日(日)10:00～16:00(最終受付は15:00)

場所 大阪市住之江区北加賀屋4-1-26

大阪広域環境施設組合 住之江工場

問合せ 大阪広域環境施設組合 住之江工場

☎06-6686-8000 ☎06-6685-8800

(平日9:00～17:00 ※12:00～13:00を除く)



8月にしなりのジャガピーパーク 無料

詳細は、にしなりジャガピーパークのホームページなどでお知らせします。

問合せ 保健福祉課(子育て支援)

5階52番窓口

☎06-6659-9824



日	月	火	水	木	金	土
4						
11						
18						
25						
						24
						31

- もと今宮小学校
- もと松之宮小学校
- ▲西成公園

我が町川柳

テーマ **海**

(編集委員会選・敬称略)

船の旅 大海原を 悠悠と
家族で海 思い出遙か 海の家

千本北 奥村 幸子
岸里東 太田 清子

「我が町川柳11月号」に掲載する川柳の作品を募集します。テーマは「紅葉」です。掲載作品は、広報紙の編集委員会にて選出します。

対象 区内在住・在勤の方

応募方法 ①郵便番号②住所(区内在勤の方は、勤務先住所・会社名も併せてご記入ください)③氏名(よみがな)④電話番号をご記入の上、ハガキ・FAXまたは直接区役所7階72番窓口まで。

締切 8月30日(金)

- 自作で未発表のもの。作品は返還しません。一人一点に限ります。
- 採用された作品の著作権は西成区役所に帰属します。

申込先 総務課 7階72番窓口

問合せ 〒557-8501 岸里1-5-20 総務課「我が町川柳」あて

☎06-6659-9683 ☎06-6659-2245

今回のテーマは「子どもの権利」です。



「子どもの権利」を大切にすまち

山下 裕子さん

(公益社団法人子ども情報研究センター事務局長)



子どもの権利条約は、1989年11月20日、国連総会において全会一致で採択され、世界の196の国と地域が批准しています。

この条約は、第一次・第二次世界大戦により、家族や友だちを失ったり飢餓にみまわれるなど、安心して生きることができなくなった子どもに対して、国際社会が「人類は子どもに最善のものを与える義務を負う」と誓うことから始まりました。

この条約には、第2条・差別されない権利、第3条・子どもの最善の利益、第6条・生命、生存、発達の権利、第12条・子どもの意見の尊重という4つの一般原則があります。子どもを一人の人として尊重し、子どもの最善の利益は子どもの意見の尊重を通して、子どもとともに実現するという原則です。

策定までの10年間、国連人権委員会では、「どうしたら子どもに最善のものを与えることができるのか、そもそも子どもの最善の内容はどうしたらわかるのか」という議論が起こりました。10年間の議論により、「子どもにとっての最善は、一人ひとりの状況が違う中で、一般化したり結論づけるのは困難であること」、「子どもの最善の利益は、国家や家族、おとなが一方的に与えようとして与えられるものではないこと」、「当事者である子ども自身の意見と参加を抜きには具体化できないこと」に、おとなは気づいていきました。

日本が子どもの権利条約に批准したのが、1994年(5月から発効)です。その発効直前、「日本では子どもの権利はすでに保障されている」「条約に基づく法律や法改正は必要ない」といった趣旨の文部事務次官通知が全国に出されたため、子どもの権利条約はほとんど周知されることなく、今に至っていました。

2022年6月、「こども基本法」が制定されました。子どもは権利の主体であり、子どもの権利を基盤に社会の仕組みをよりよく変えよう、自治体は子どもの意見を反映し、子ども施策・政策を実施するというものです。

西成区においても、市民による子どもの権利条約の広報や学習活動、子どもの参加をめざす活動があり、活発に取り組まれてきました。これからいよいよ本格的に子どもの権利を大切にすまちを、ここ西成で子どもとおとながともにすすめていくことができる時代となりました。このチャンスをいかしていきましょう。西成で今を生きる子どもとともに。

8月 イベントカレンダー

2日(金)	法律相談 [3面]
3日(土)	大腸がん検診、乳がん検診、骨量検査 [7月号]
5日(月)	大腸がん検診、乳がん検診、骨量検査 [7月号]
6日(火)	ひったくり防止カバー無料取付キャンペーン [7月号]
8日(木)	移動図書館まちかど号巡回日(南津守小学校通用門) [8面]
16日(金)	不動産相談 [3面]
20日(火)	法律相談 [3面]
23日(金)	大腸がん検診、肺がん検診、特定健診、歯科相談 [3面]
24日(土)	おやこボックス [4面]
25日(日)	日曜開庁 [1面]
27日(火)	フードドライブ [4面]
29日(木)	スマートフォン講座 [4面]

